

次期「旭川市自殺対策推進計画」 の策定について

健康推進課 こころの健康係

平成31年3月に旭川市自殺対策推進計画を策定し、令和4年までの5年間の計画期間として、本計画に基づき自殺対策の推進に取り組んできたところです。

そのため、令和5年度に本計画の評価を実施するとともに、次期計画の策定を行います。

(経過)

平成28年3月 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）改正。すべての都道府県及び自治体に自殺対策に関する計画を策定することが義務化

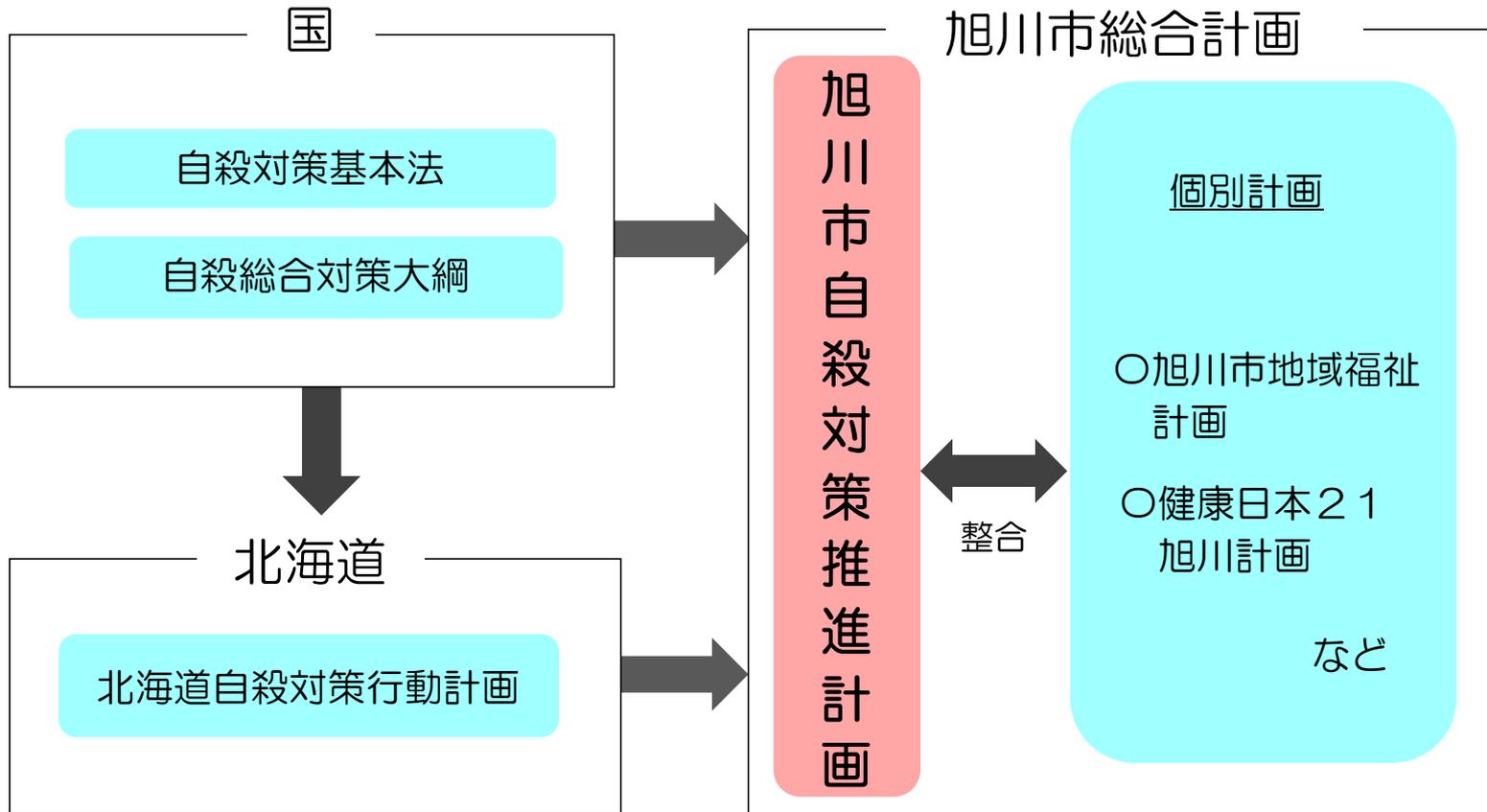
平成29年8月 自殺総合対策大綱が閣議決定

平成31年3月 「旭川市自殺対策推進計画」策定

平成31年4月 「旭川市自殺対策推進計画」施行

令和4年10月 自殺総合対策大綱見直し

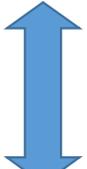
計画の位置付け



計画期間

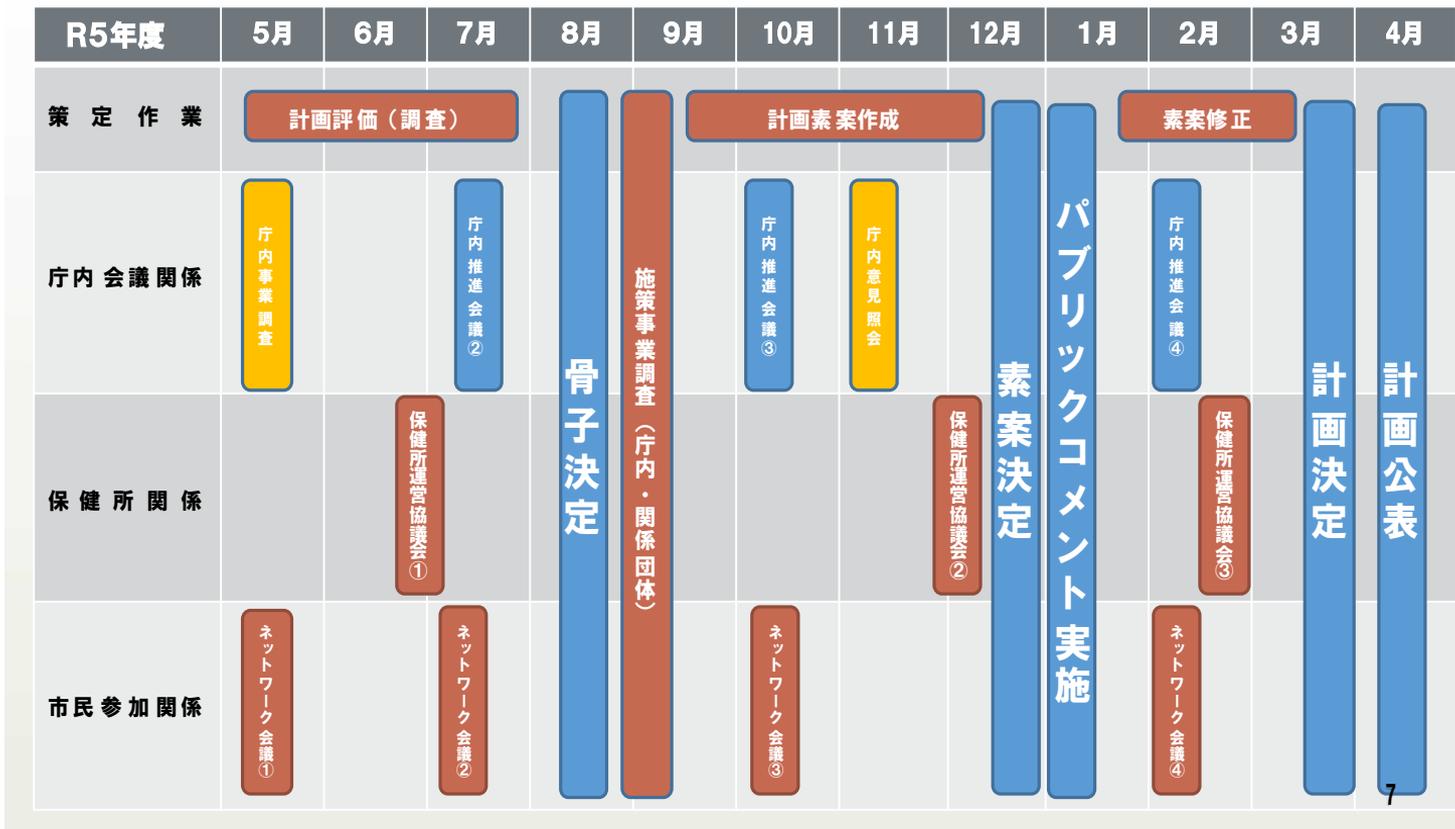
年度	~平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	
	~2018	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	
国	自殺総合対策大綱				自殺総合対策大綱							
道	第3期北海道自殺対策行動計画				第4期北海道自殺対策行動計画							
旭川市	第8次旭川市総合計画											
	←	第4期旭川市地域福祉計画				第5期旭川市地域福祉計画						
	第2次健康日本21旭川計画					第3次健康日本21旭川計画						
	旭川市自殺対策推進計画					(仮)第2次旭川市自殺対策推進計画						

旭川市自殺対策推進計画基本施策

段階				取組の方向	
事前対応	危機対応	事後対応	施策横断		
				1	市民一人ひとりの気づきと見守りを促進する
				2	自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る
				3	こころの健康づくりの相談体制の充実をはかる
				4	適切な精神科医療が受けられるようにする
				5	社会全体の自殺のリスクを低下させる
				6	遺された人への支援を充実する
				7	自殺対策に関する活動を行う関係機関・団体等との連携及び支援
				8	子ども・若者の自殺対策を推進する

スケジュール1

※〇の中の数字は会議の回数を示しています。



スケジュール2

令和5年 5月～6月	庁内及び関係団体への事業調査（現計画の評価） 自殺対策推進計画庁内推進会議及び自殺対策ネットワーク会議の開催（書面）
6月	保健所運営協議会① ・次期計画策定に係る進捗状況の報告等
7月	自殺対策推進計画庁内推進会議及び自殺対策ネットワーク会議の開催
8～9月	次期計画における施策事業調査（庁内・関係団体）
10月	自殺対策推進計画庁内推進会議及び自殺対策ネットワーク会議の開催
12月～ 令和6年1月	保健所運営協議会② ・次期計画案についての協議等 パブリックコメントの実施
2月	自殺対策推進計画庁内推進会議及び自殺対策ネットワーク会議の開催 保健所運営協議会③ ・パブリックコメントの結果報告 ・次期計画最終案についての協議
3月	次期計画決定